

高西ク公告第1号  
令和6年4月18日

告 示

余剰電力の売却について次のとおり、制限付き一般競争入札（期間入札）（以下「入札」といいます。）を行いますので、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定により公告します。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号）、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項、入札実施要領、契約条項その他指示事項を遵守の上、入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を郵送又は持参してください。

また、提出された書類は、入札参加資格確認の参考資料であり、申請書及び資料の受付が直ちに入札参加につながるものではありません。

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
令和6年度高松市西部クリーンセンター余剰電力売却
- (2) 予定売却電力量  
仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 余剰電力の概要等  
余剰電力の概要等（資料1）のとおり
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 履行期間  
令和6年7月1日午前零時から令和7年4月1日午前零時まで
- (6) 入札保証金  
要する（高松市契約規則第9条に該当する場合はこの限りでない）
- (7) 契約保証金  
要する（高松市契約規則第24条第2号又は第4号に該当する場合はこの限りでない）
- (8) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」

ト)」をはじめ、重要事項を記載している。

なお、同留意事項は、指名競争入札を想定し作成されていることから、文言について所要の読替（「指名通知（公募型の場合は案件公表）」を「公告」と読み替えるなど）をする必要がある。

## 2 入札参加資格

本入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本公告日から履行期間の始期までの間に、本市から高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公告第403号）に基づく指名停止の措置又は同様の行為を行った期間がないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日以降の開札日までの間に同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (8) 過去に再生可能エネルギーの取引実績を有し、かつ支払遅延がない者。
- (9) 申請書を提出した者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

## 3 申請書及び資料

入札への参加を希望する者は、次に定めるところにより、所定の書類を提出し、2に定める入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 提出書類（資源エネルギー庁のホームページで小売電気事業者としての登録を受け

ていることが確認できる場合はイに掲げる書類、令和6年2月1日～令和7年12月31日物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつてはエからキまでに掲げる書類、旧一般電気事業者である者にあつてはイ及びウに掲げる書類は、それぞれ提出不要である。）

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 小売電気事業者としての登録を受けていることを明らかにすることができる書類（任意様式）

ウ 再生可能エネルギー取引実績調書（様式第2号）

エ 市内事務所・事業所一覧表（様式第3号）

オ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（※）

カ 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（納税証明書その3の3）（個人にあつては、所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（納税証明書その3の2））（※）

キ 課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての滞納無証明書（高松市入札参加資格審査申請用）（※）（この書類の提出の要否については、様式第1号の（6）に記載のとおりである。）

※発行後3か月を超えないもの。写し可。

## （2） 提出先

〒761-8046

高松市川部町930-1

高松市西部クリーンセンター

※ 郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、申請書及び資料の提出期限必着とする。

持参する場合は、提出期間内の高松市西部クリーンセンターの執務時間中（土曜日、日曜日、祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。

## （3） 申請書及び資料の提出期間

令和6年4月18日（木）から同年5月2日（木）まで

## 4 入札参加資格の確認等

申請者には、令和6年5月8日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリで送付する。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨（様式第5号）

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨（様式第6号）

## 5 質問及び回答

- (1) 本件の内容に質問がある場合は、令和6年4月18日（木）から同年4月30日（火）正午までに質問及び回答書（様式第4号）を高松市西部クリーンセンターにファクシミリで送信すること。

質問受付ファクシミリ番号：087-885-9421

- (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。

なお、質問及びこれに対する回答が公表された場合は、仕様書等同様、これを熟知の上入札しなければならない。

ア 公表期間 令和6年5月2日（木）から同年5月21日（火）まで

イ 公表方法 高松市西部クリーンセンターホームページ上で公表します。

## 6 入札書（様式第7号）の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間 令和6年5月8日（水）から同月21日（火）午後5時15分まで

- (2) 提出先 〒761-8046

高松市川部町930-1

高松市西部クリーンセンター

(注) 1 持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く。

2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間の最終日の午後5時15分までに必着とする。

## 7 開札

- (1) 日時 令和6年5月22日（水）午前10時

- (2) 場所 高松市西部クリーンセンター 小会議室

## 8 再度入札

- (1) 提出期間 令和6年5月23日（木）から同年5月27日（月）午後5時15分まで

- (2) 提出先及び注意事項 上記「6 入札書の提出期間及び提出先」に同じ

- (3) 開札日時場所 令和6年5月28日（火）午前10時

高松市西部クリーンセンター 小会議室

### 【注意事項】

- (1) 入札参加希望者が、資料作成のために要した費用は申請者の負担とする。また、提出された資料の返却は行わない。
- (2) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

- (3) 入札の無効については、地方自治法施行令第167条の4、高松市契約規則第5条及び第12条の4並びに「高松市期間入札試行要領」、「期間入札（試行）に関する留意事項」、「入札実施要領」による。
- (4) 履行期間の総額（仕様書に示す予定売却電力量において区分された各数量に、種別毎の単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じて得られる額の総額）で入札に付し、最も高価な見積りをもって応札した入札者を落札者とする。ただし、契約は入札書に記載した各区分種別毎の単価によるものとする。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その入札参加資格を取り消すものとする。
- (7) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (8) 名簿外企業が次に該当した場合は、一定期間、市発注の入札等に参加できない措置を講じる場合がある。
  - ア 落札決定後契約を辞退した場合
  - イ 不正又は不誠実な行為を行った場合
- (9) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (10) 落札者となった場合、財産調査同意書（様式第12号）を提出すること。

#### 【入札書及び見積書に係る押印の代替措置について】

令和4年1月1日から、行政手続きに係る押印等の見直しに伴い、入札書等の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない入札書を提出する場合は、入札書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として法人の電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。

なお、押印がなく、上記の記載がない場合は、無効とする。

なお、訂正する可能性がある場合は、代表者印又は委任を受けた者の印鑑を押印し、住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、案件名及び年月日を記載の上、提出すること。

#### 【不当要求行為排除について】

市では、買取人（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において買取人の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。（もっと高松トップページ(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ）

#### 【周知事項】

(1) 買取人の責任において、仕様書に従い、履行期限までに業務を完了しなければなりません。買取人の責めに帰すべき事由により、履行期限までにこの契約について完了することができない場合で、履行期限後に完了する見込みがある場合は、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱及び請書に定めるもののほか、次のとおりです。

ア 履行期限までに契約の履行が完了しないおそれがあり、期間を延長する必要があると判断した場合は、あらかじめ履行期間延長承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

イ アにより承認を受けた期限までに履行することが更に困難となったとき、又は履行することができなかつたときは、再度履行期間延長承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

ウ 履行期限までに履行期間延長承認申請書を提出しなかつたときは、市と協議し、その指示に従うこと。

(2) 市と取引のある方及び市職員は、不正経理（架空の物品購入その他市の物品購入における経理上の不正又は不当な行為）を受け入れ、又はこれに関与することは禁止されています。市の職員から万が一、不正経理を求められた場合は、市の内部公益通報制度等により通報してください（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

#### 【業務に関し不正又は不誠実な行為について】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

(1) 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

ア 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

- イ 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- ウ 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- エ 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- オ 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- カ 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- キ 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与